

千葉市における公害防止対策への対応について

平成 18 年 8 月 31 日

1. 千葉市における公害防止対策への取組

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等環境関係法令による公害防止措置の他、臨海部に立地する主要企業については、大気汚染、水質汚濁等への広域的な対応が必要とされていることから、千葉県、千葉市及び当該企業による三者間の協定（以下「三者協定」という。）を締結し、大気汚染、海域の水質汚濁等の防止対策に努めている。

また、三者協定対象企業以外の企業については、市環境保全条例に基づき特に必要な企業と千葉市による二者間の協定（以下「二者協定」という。）も締結している。

2. 法令等に基づく工場・事業場への対応状況

（1）関係法令（主に水質汚濁防止法、大気汚染防止法）/ 条例 / 公害防止協定の概要

平成 17 年度末現在、市内にある水質汚濁防止法に基づく届出は 753 事業場、大気汚染防止法に基づく届出は 523 事業場である。このうち、水質汚濁防止法に基づく排水規制の対象は 122 事業場である。

以上の他、市の環境保全条例に基づき公害防止措置等を講じている。

三者協定は市内 7 社と締結しており、二者協定は 34 社と締結している。（三者協定締結企業は、参考資料 1 のとおり。）

千葉市の特性として、製鉄業 A 社及びその関連会社からの COD 排出負荷量は、市内の工場・事業場から東京湾へ排出される排出量の約 3 割、窒素負荷量については、約 5 割を占めている。

また製鉄業 A 社と電力供給業 B 社の 2 社で NOx・SOx 排出量は、市内の工場・事業場から排出される排出量のうち約 7 割を占めている。

（2）行政措置に関する基本認識・運用方針

行政措置に関する運用方針を市の内規で定め、行政指導及び行政処分を実施する際に必要な判断基準、手続等を規定し、統一的な取り扱いが適正になされるよう配慮している。

判断基準については、具体的な違反の程度等に応じて次の行政指導・行政処分等を行うよう定めている。

（行政指導）

- 1) 基準に適合している旨の結果通知
- 2) 文書による注意

- ・基準超過の程度が軽い場合
- 3) 文書による指導
 - ・処理施設の維持管理不備等による違反の場合
- 4) 文書による改善勧告
 - ・処理施設等の構造等の不備による違反の場合
 - ・期限を定めて勧告し、改善計画書及び改善完了報告書の提出を求める

(行政処分)

- 1) 法令に基づく改善命令
 - ・改善勧告を繰り返す場合、排水処理施設の設置等が必要な場合、環境に重大な影響を与える場合等
- 2) 法令に基づく一時停止命令
 - ・改善命令を繰り返す場合、汚染原因等が不明であり一時停止を命じないと基準に適合しないと判断される場合等
- 3) 告発
 - ・一時停止命令に従わず違反状態が継続している場合、悪質な違反である場合等

(3) 行政措置実績

平成 16・17 年度の水質汚濁防止法等による立入検査等の状況

(上段：平成 16 年度、下段：平成 17 年度)

根拠法令	立入件数	違反件数	行政措置内容			
			一時停止命令	改善命令	改善勧告	指導等
水質汚濁防止法等	146	16	3	4	4	14
	174	17	0	1	1	14
大気汚染防止法等	50	0	0	0	0	0
	58	0	0	0	0	0

水質汚濁防止法等の違反事例に対する行政措置 (A 社事例)

製鉄業 A 社において、長期間にわたり自社の水質測定データを書き換え、また、基準値を超えるシアンなどを含む排水を排出してきたことが明らかになり、千葉県・千葉市では、同社からの報告・ヒヤリング、立入検査等を踏まえ、水質汚濁防止法(市)及び三者協定(県・市)に基づく処分などを行った。

〔事件の概要〕

スラグ堆積場起因とみられる高アルカリ水が護岸の地下の雨水管及び地上から流出したため、千葉海上保安部が平成 16 年 12 月に立入検査を実施。

自社内の水質データを点検したところ、過去数年間、三者協定で協定値が設定されている工場内の排水処理施設処理水等の自社測定データについて、協定値を超えるシアン、COD等の水質データを協定値内に書き換えて県・市に報告していたことが判明(記録に残っている平成 13 年度以降で 829 件にのぼる)。

同様に、水質汚濁防止法の排水規制の対象となる排水口における自社測定データについても、排水基準を超えるシアン、六価クロム、COD等のデータを基準値内に書き換えて記録していたことが判明(記録に残っている平成13年度以降で280件ののぼる)。

〔行政措置等の内容〕

水質汚濁防止法に基づく主な措置

1) 基準超過排水の排出に対する主な措置

- ・西工場スラグ堆積場からの排出水の排出の一時停止命令
- ・西5号線排水口の汚水等の処理方法の改善命令
- ・ダスト精錬炉ガス冷却洗浄施設の使用に関する一時停止命令、施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法の改善命令
- ・新中1号線排水口から排出される汚水等の処理方法の改善命令

2) 行政指導

- ・西6号線、西7号線、北排水1号排水口の改善措置を勧告
- ・西4号線排水口等9排水口(上記との重複を含む)の改善措置を指導
- ・周辺海域の海生生物及び底泥等について調査、必要な対策を講じるよう指導
排水口等での監視強化を指導

水質総量規制等に係る指導

水質総量規制基準超過のおそれがあり、また水質自動測定器の保守管理状況、測定データの管理状況及び排水量の届出等について適切でない点があったことから改善指導を実施。

データ書き換えに関する報告徴収等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく報告徴収等を行った。ただし、公害防止管理者である水質担当者が一人で担当していたこと、また、千葉海上保安部が捜査中であった状況にあり、行政としてこれ以上の事実の解明には限界があった。

その他

事件発生後において、改善措置等が適切に実施されていること及び法令や協定が遵守されていることを確認するため、立入検査の回数・分析項目を増やすとともに、A社が実施した分析データについての原本との照合確認、市の分析データとの比較検証など、立入検査やデータチェックの充実を図り、更なる監視・指導の強化を図ってきた。

〔他の特定事業場について〕

水質汚濁防止の徹底を図るため、立入検査マニュアルに基づき、通常の水質検査及び届出内容の確認等のほか、自主測定結果等の記録・管理状況及び汚濁負荷量の測定状況等の検査を実施している。また、立入検査結果等に基づき特定事業場に対する監督・指導の強化を図っている。

三者協定締結工場については、千葉県と合同で環境管理体制の状況及び報告データのチェック等を目的とした特別立入検査を実施し、監視・指導の強化を図っている。環境関係法令等が改正された際には、改正内容に関する市独自の説明会を行う等工場・事業場に対する周知を図っている。

千葉県は、千葉県環境保全協議会において、公害防止対策等に関する情報提供に努めている。

3．地方公共団体からみた「企業（工場）の公害防止対策への取組」に対する認識

A社の事例では、主なシアン化合物の発生源であるダスト精錬炉の関連施設に係る改善計画書を市が審査するにあたって、専門的立場から審議・検討し、助言を得るために環境審議会の中に「シアン対策専門委員会」を設置した。この委員会に、毎回A社も出席し、公開の場で改善計画について複数案を提出するなど委員会の審議に協力。委員会での審議の結果を踏まえて、A社は改善計画書を策定した。

A社は、改善計画を踏まえた改善工事を行い、工事終了後も委員会により改善工事の実施状況・改善状況について確認を行った。

このほか、A社の環境問題に関連して、市民に対する企業の姿勢を明確に示すこと、事業者のホームページ等で、速やかに、かつわかりやすく公害防止に関する情報（排水水質や大気環境調査結果、改善対策等）を掲載すること、地域に開かれた企業になる努力（住民説明会開催等）を行うこと等について市から指導した。

A社では、今回の事件を受けて、再発防止に向け千葉地区のみならず全社的な環境管理体制の強化と環境意識の向上のため、本社監査部（環境専門の担当者）による関連企業を含めた環境監査の実施、社外有識者を加えた環境管理諮問委員会の開催、技術系社員に公害防止管理者の受験の義務付け等を行った（参考資料2）。

工場・事業場の不適正事案の発生を未然に防止することに関して重要な役割が期待されている地方公共団体としては、公害防止技術等を有する専門家が参画できる検討会議を設置することや市民等に対するコミュニケーションを充実するため、関係者間で公害防止に関する情報を共有できる施策を促進することなどが重要である。

参考資料1 環境保全（公害防止）に関する三者協定締結企業

企業名	締結年月日	業種	公害の種類
A社	S49.1.21	製鉄	大気、水質、騒音、悪臭、産廃
B社	S49.1.21	電力供給	大気、水質、騒音、地盤沈下、悪臭、産廃
C社	S51.6.14	電力供給	大気、騒音、悪臭、産廃
D社	S51.6.14	食用油製造	大気、水質、騒音、悪臭、産廃
E社	S51.6.14	精製糖業	大気、騒音、悪臭、産廃
F社	S51.6.14	鉄板加工	大気、水質、騒音、悪臭、産廃
G社	H16.2.26	電力供給	大気、水質、騒音、悪臭

C社については、ブドウ糖製造会社から H16.3.30 に承継。

参考資料2 製鉄業A社における改善状況

1．千葉地区における環境管理体制の抜本的見直し

- (1) 環境マネジメントの運用
- (2) 公害防止管理者資格取得推進

2．本社における指導体制の強化

- (1) 本社監査部による環境監査
- (2) CSR (Corporate Social Responsibility) 会議の開催
- (3) 環境管理諮問委員会の設置
- (4) 公害防止管理者資格取得推進

3．ダスト精錬炉及び関連施設におけるシアン対策

- (1) 西六号排水口におけるシアン対策
- (2) ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の調査
- (3) ダスト精錬炉より発生したスラジ等の仮置き場等の土壌・地下水調査
- (4) 西七号排水口での基準超過対策

4．排水溝におけるその他の基準超過対策

省略

5．県民・市民への情報開示

- (1) 住民説明会の開催
- (2) ホームページでの公開